

土木工事における現場環境改善費の実施要領（令和8年版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備 考
第1 目的 ～中略～ 第3 適用の範囲 周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。但し、工事内容により実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。 第4 積算方法 1. 基本的な考え方 （1）現場環境改善費に要する費用（率分）については、原則として当初設計から計上するものとする。 （2）主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。また、工事内容により率分での計上を対象外とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積み上げ計上することができるものとする。 （3）費用が巨額となるなど、現場環境改善費率分で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」または見積もり等を参考に適切に計上するものとする。 2. 積算方法 最新の国土交通省 土木工事標準積算基準書 「土木請負工事における現場環境改善費の積算」による。 第5 設計変更について 最新の国土交通省 土木工事標準積算基準書 「土木請負工事における現場環境改善費の積算」による。 第8 特記仕様書記載例 第〇条 本工事は土木請負工事における現場環境改善費の実施要領（以下、「現場環境改善費の実施要領」）を適用する工事である。 1 現場環境改善費の内容は、現場環境改善費の実施要領 別表第1（下記HPより参照）のとおりとし、計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施すること。 2 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、工事契約後、発注者と協議するものとし、現場環境改善費（率計上）の100%を上限として設計変更の対象とする。 3 受注者は、現場環境改善費で実施する内容について、具体的な実施内容、実施期間を監督員と協議のうえ、施工計画書に記載し発注者に提出すること。 4 受注者は、工事完成時に現場環境改善の実施状況の写真を発注者に提出すること。 ※現場環境改善費の実施要領 別表第1 参照HP (https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013335.html) （ホーム > まちづくり > 建築・開発 > 建築 > 建設技術情報 > 技術情報等 > 技術・建設業課関係の各種基準及び関係図書）	第1 目的 ～中略～ 第3 適用の範囲 周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。但し、<u>維持工事等で</u>実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。 第4 積算方法 1. 基本的な考え方 （1）現場環境改善費に要する費用（率分）については、原則として当初設計から計上するものとする。 （2）主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。 （3）費用が巨額となるため現場環境改善費率分で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」または見積もり等を参考に適切に計上するものとする。 2. 積算方法 国土交通省 土木工事標準積算基準書による。 第5 設計変更について 国土交通省 土木工事標準積算基準書による。 第8 特記仕様書記載例 第〇条 本工事は土木請負工事における現場環境改善費の実施要領（以下、「現場環境改善費の実施要領」）を適用する工事である。 1 現場環境改善費の内容は、現場環境改善費の実施要領 別表第1（下記HPより参照）のとおりとし、計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）<u>のそれぞれから1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）を選択し、合計5つの内容を実施すること。</u> 2 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、工事契約後、発注者と協議するものとし、現場環境改善費（率計上）の50%を上限として設計変更の対象とする。 3 受注者は、現場環境改善費で実施する内容について、具体的な実施内容、実施期間を監督員と協議のうえ、施工計画書に記載し発注者に提出すること。 4 受注者は、工事完成時に現場環境改善の実施状況の写真を発注者に提出すること。 <u>沖縄県のHP 参照</u> (https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013335.html) （ホーム > まちづくり > 建築・開発 > 建築 > 建設技術情報 > 技術情報等 > 技術・建設業課関係の各種基準及び関係図書）	下線赤字追記・修正 下線黒字削除・修正 文言修正 計上可能額の上限改定 文言追記 文言修正 文言修正 文言修正 実施内容の変更 計上可能額の上限改定 文言修正

土木工事における現場環境改善費の実施要領（令和8年版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新		旧		備 考
附則 本実施要領は令和 7 年11月 1 日以降に予算執行伺いを決裁する工事から適用する。 なお、令和 7 年 7 月 1 日以降に予算執行伺いを決裁した既契約工事においても、変更契約を行う工事から適用できるものとする。 <u>本実施要領は令和 8 年 9 月 1 日以降に予算執行伺いを決裁する工事から適用する。</u> <u>なお、令和 8 年 7 月 1 日以降に予算執行伺いを決裁した既契約工事においても、変更契約を行う工事から適用できるものとする。</u>		附則 本実施要領は令和 7 年11月 1 日以降に予算執行伺いを決裁する工事から適用する。 なお、令和 7 年 7 月 1 日以降に予算執行伺いを決裁した既契約工事においても、変更契約を行う工事から適用できるものとする。		追記
[別表第 1]		[別表第 1]		実施する内容の変更
計上費目	実施する内容（率計上分）	計上費目	実施する内容（率計上分）	
仮設備関係	<u>1.昇降設備の充実</u> <u>2.環境対策の充実</u> <u>3.ICT設備の充実</u> <u>4.作業負荷の低減</u>	仮設備関係	<u>1.用水・電力等の供給設備、</u> <u>2.緑化・花壇</u> <u>3.ライトアップ施設</u> <u>4.見学路及び椅子の設置</u> <u>5.昇降設備の充実</u> <u>6.環境負荷の低減</u>	
営繕関係	1.現場事務所 <u>の充実</u> （女性用更衣室の設置を含む） 2.労働宿舍 <u>の充実</u> 3.現場休憩所 <u>の充実（交通誘導警備員待機室を含む）</u> <u>4.衛生設備・厚生施設の充実等</u>			
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設 <u>の充実</u> 2.盗難防止対策 <u>3.健康関連施設の充実</u> <u>4.野生生物・害虫対策等</u>	営繕関係	1.現場事務所の <u>快適化</u> （女性用更衣室の設置を含む） 2.労働宿舍の <u>快適化</u> <u>3.デザインボックス（交通誘導警備員待機室）</u> 4.現場休憩所の <u>快適化</u> 5.健康関連設備及び厚生施設の充実等	
地域連携	<u>1.広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等）</u> <u>2.見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営含む）</u> <u>3.社会貢献・地域対策費等（地域行事等の対策費含む）</u> <u>4.現場景観向上（美装化・デザイン看板等）</u>	安全関係	1.工事標識・照明等安全施設の <u>イメージアップ</u> （電光式標識等） 2.盗難防止対策（ <u>警報器等</u> ）	
		地域連携	<u>1.完成予想図、2.工法説明図、3.工事工程表</u> <u>4.デザイン工事看板（各工事PR看板含む）</u> <u>5.見学会等の開催（イベント等の実施含む）</u> <u>6.見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営</u> <u>7.パンフレット・工法説明ビデオ</u> <u>8.地域対策費（地域行事等の経費を含む）</u> <u>9.社会貢献</u>	